

報道機関各位

自然保護課  
(公印省略)

ツキノワグマ出没注意報の発表について

このことについて、下記のとおり「ツキノワグマ出没注意報」を発表しますので、県民に対する注意喚起について特段の御配慮をお願いします。

記

1 期間

令和8年4月1日(火) ～ 令和8年11月30日(月)

2 区域

県内全域

3 理由

県が定める「ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領」に基づく注意報発表の基準に該当したことから、注意報を発表するもの。

※ 発表実施要領第3条(2)に規程する「当該月のクマの出没件数が多いとき」に該当。

※ 発表規程第1(1)に規定する「多いとき」とは、原則として直近の10日間におけるツキノワグマの出没件数が、5件を上回ったときを基本とする。」に該当。

4 注意喚起の内容(クマ被害の防止方法)

- クマの出没状況に気を配り、出没が確認されている場所には近づかない
- 山に入るときはなるべく複数で音を出しながら歩く
- クマを引き寄せる食べ物や野菜くず等の生ゴミを屋外に放置しない 等

報道機関用提供資料(連絡先)		
担当課	環境エネルギー部 自然保護課鳥獣対策グループ 総括主幹 近藤 毅	
電話番号	内線	6505
	直通	017-734-9257
報道監	環境エネルギー部 次長 山下 伸一	

<参考> ツキノワグマの出没及び被害状況

(R8年は3/29時点)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1月	0	7	0	0	1	3	13	10
2月	1	1	0	1	0	5	21	11
3月	2	2	0	2	0	6	4	17
計	3	10	0	3	1	14	38	38

- ※1 平均 約12件／1～3月計
- ※2 3/22～3/31の10日で出没5件となった
- ※ 市町村等から情報提供があった件数です。